

請願第 16 号

令和 8 年 6 月 15 日受理
福祉医療委員会付託

「副反応疑い報告が国に報告された事を被害者・遺族へ県や市町村から通知する事を求める」について

請 願 者



紹 介 議 員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 私の妻はコロナクン接種後、間もなく亡くなりました。その際、医師に「副反応疑い報告」を行って頂きましたが、この制度は大変分かりにくく、遺族である私自身も理解できていない部分が多くあります。

本来、この「副反応疑い報告」は、診察した病院や医師が国に進達するものですが、いつ報告されたのかを本人や遺族が知るためには、自ら厚生労働省のホームページを探し出して確認するしかありません。

私の場合は支援団体の方に教えていただきましたが、厚生労働省のサイトは情報が探しにくく、一般の方が独力で該当箇所を見つけるのは非常に困難です。

また、医師が副反応疑い報告を行った際、本来は患者本人や家族へ「報告しました」と知らせる必要があると思いますが、通知せずに報告だけを行う事例もあると聞いています。その結果、被害者や遺族は「いつ報告されたのか」「正しく報告されたのか」を厚生労働省ホームページ以外で確認する方法がありません。

国に報告された副反応疑い報告は、その後、国から県や市町村にも共有される仕組みとなっています。であるならば、国→県・市町村へ報告された時点で、被害者本人や遺族に「国が受理した」旨を通知していただけないでしょうか。

現在、副反応疑い報告がいつ進達されたのか、知らされないままの被害者・遺族が数多く存在します。

こうした状態を改善し、被害者や遺族が知らないまま手続が進む事がないよう、通知体制の整備を求めます。

ついては、下記事項についてお願いします。

記

副反応疑い報告が国に受理され、国から県および市町村に報告された際には、被害者本人または遺族へ、県や市町村から「受理された旨」を通知する事。